

富里市指定居宅介護事業者等指導・監査連絡協議会設置要綱

平成30年12月11日告示第133号

(設置)

第1条 この要綱は、富里市介護保険条例（平成12年条例第4号）第17条第1項の規定により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第46条に規定する指定居宅介護支援事業者、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、法第58条に規定する指定介護予防支援事業者の適正な指導、監査に対する評価や点検を実施するため、富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指導に関すること。
- (2) 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の監査に関すること。
- (3) 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業所の指導に関すること。
- (4) 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業所の監査に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の設置の目的を達成するため、必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、富里市介護保険運営協議会委員のうちから富里市介護保険運営協議会会長が指名する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

富里市介護保険施設等指導実施要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 2 3 条の規定により、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当介護予防サービス事業者（以下「介護保険施設等」という。）に対して、富里市が行う指導について基本的事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 介護保険施設等に対して行う保険給付に関する文書の提出及びそれに基づく措置として、介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求に関する指導を行うことによって、介護給付等対象サービスの質の確保と向上及び介護給付の適正化を図ることを目的とする。

（指導方針）

第 3 条 指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護保険施設等若しくは当該介護保険施設等の従業者に対し、介護給付対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

（指導の形態）

第 4 条 指導の形態は、「集団指導」及び「実地指導」とする。

2 集団指導は、介護保険施設等に対し、指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法より行う。

3 実地指導は、次の各号のいずれかの形態により、指導の対象となる介護保険施設等の事業所において実地に行う。

(1) 市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

(2) 市及び千葉県が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

（指導対象の選定）

第 5 条 指導は全ての介護保険施設等を対象とし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、一定の計画に基づいて対象を選定する。

(1) 集団指導の選定基準

原則として富里市が指定する全ての介護保険施設等を対象とする。

(2) 実地指導の選定基準

ア 原則として6年に1回実施する。

イ 新たに指定を受けた介護保険施設等については、指定を受けた日の属する年度の次の年度の末日までに実施する。

ウ その他、特に一般指導が必要と認められる介護保険施設等を対象に実施する。

(指導実施計画の作成)

第6条 指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点事項、指導項目、実地指導等の時期及び対象介護保険施設等を含む実施計画を毎年度作成する。

(集団指導の方法等)

第7条 集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を記載した集団指導実施通知書（別記第1号様式）により当該介護保険施設等に通知する。

2 介護給付費等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容、過去の指導事例等について、講習等の方式により行うものとする。

(実地指導の方法等)

第8条 実地指導の根拠規定、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を記載した実地指導実施通知書（別記第2号様式）により当該介護保険施設等に通知する。

2 介護保険施設等の事業所等において、関係書類を閲覧し、面談方式により実施する。

3 実地指導の結果、改善を要すると認められた場合及び介護報酬について過誤調整を要すると認められた場合は、実地指導結果通知書（別記第3号様式）により、その旨を通知するものとする。

4 前項の実地指導結果通知書を受けた介護保険施設等は、実地指導是正改善状況報告書（別記第4号様式）により報告しなければならない。

(監査への変更)

第9条 実地指導中に次の各号に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「監査」を実施するものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入居者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請

求と認められる場合

(その他)

第10条 指導の実施について、この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は公示の日から施行する。

富里市介護保険施設等監査実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第100条、第114条の2及び第115条の7、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28、第115条の29の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設の開設者、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「介護保険施設等」という。）に対して、富里市が行う監査について必要な事項を定めるものとする。

（監査方針）

第2条 監査は、介護保険施設等若しくは当該介護保険施設等の従業者の介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）の内容について、指定取消し等の各規定に該当する内容であると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）又は介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

（監査対象の選定基準）

第3条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

（1）要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 連合会・千葉県からの通報情報

エ 介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 「介護サービスの情報の公表」の未実施情報

（2）実地指導において確認した情報

法第23条の規定により行った指導において、介護保険施設等について確認した指定基準違反等

(監査実施通知)

第4条 市長は、監査対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を記載した介護保険施設等監査の実施について(通知)(別記第1号様式)により通知するものとする。ただし、利用者及び入居者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある等緊急を要すると認められる場合は、口頭により通知し、後日、文書により通知することができる。

(1) 監査の根拠規定及び目的

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 出席者

(5) 準備すべき書類等

(監査方法)

第5条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、介護保険施設等に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等の当該指定に係る事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を実施するものとする。

(監査結果の通知等)

第6条 監査の結果、次条に規定する勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、監査実施後、原則30日以内に、監査結果通知書(別記第2号様式)により通知する。

2 当該介護保険施設等に対し、介護保険施設等の監査の結果により指摘した事項について、監査結果通知後、原則30日以内に、改善状況報告書(別記第3号様式)により報告を求めるものとする。

(監査後の措置)

第7条 監査の結果、指定基準違反等が認められた場合は、次に掲げる行政上の措置を講ずるものとする。ただし、千葉県が指定する介護保険施設等については、千葉県に通知するものとする。

(1) 勧告

介護保険施設等に指定基準違反の事実が確認された場合、当

該介護保険施設等に対して、期限を定めて、改善勧告書（別記第4号様式）により基準を遵守すべきことを勧告することができる。なお、勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、勧告をした介護保険施設等に対して、期限内に勧告事項改善報告書（別記第5号様式）により報告を求めるものとする。

(2) 命令

介護保険施設等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対して、期限を定めて、改善命令書（別記第6号様式）により、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。なお、命令を行った場合には、その旨を公示する。また、命令をした介護保険施設等に対して、期限内に命令事項改善報告書（別記第7号様式）により報告を求めるものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容が、法第78条の10各号、法第84条の各号、第115条の19各号及び第115条の29各号、富里市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援等事業者の登録に関する規則第12条各号のいずれかに該当する場合は、指定取消通知書（別記第8号様式）により、当該介護保険施設等に係る指定・許可を取り消し、又は指定効力停止通知書（別記第9号様式）により、期間を定めてその指定・許可の全部又は一部の効力を停止することができる。

（聴聞等）

第8条 監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、これらの規定は適用しない。

（経済上の措置）

第9条 監査の結果、当該介護保険施設等に係る介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費請求に関し、不正又は著しい不当が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、法第22条第3項の規定に基づき徴収を行うものとする。

(その他)

第10条 監査の実施について、この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は公示の日から施行する。

富里市における集団指導及び実地指導のスケジュール（予定）

●集団指導

平成 3 1 年 3 月頃開催予定（場所：市役所会議室）

（居宅介護支援事業所及び地域密着型事業所合同開催 予定）

●実地指導

- ・ 居宅介護支援事業所（市内事業所 1 か所予定）

⇒ 平成 3 1 年 3 月頃

- ・ 地域密着型事業所（市内事業所 1 か所予定）

⇒ 平成 3 1 年 3 月頃

（指導・監査の主な流れ）

実施指導 ⇒ ^{改善見られず} 監査 ⇒ ^{改善見られず} 勧告 ⇒ ^{改善見られず} 命令 ⇒ ^{改善見られず} 指定取消等

居宅介護支援事業者に対する実地指導の実施状況

各事業所について、実地指導の実績を確認し、直近の実施した年度に「○」を記載しています。ただし、特別な事情により実施した場合には、全て記入し、備考欄にその旨記載しています。

(例) 25年度と29年度に実施→29年度のみ「○」 通報等があったことにより28年度と29年度に実施→全てに「○」、備考欄に「通報により毎年度実施」等と記載)

介護保険 事業所番号	法人名	事業所名	所在地 コード	事業所所在地	指定年月日	実地指導の実績				指摘の 有無	備考
						25	26	27	28	29	
1274000015	社会福祉法人鶴里市社会福祉協議会	社会福祉法人鶴里市社会福祉協議会	12324	千葉県富里市七栄653-2	1999/10/1				○		
1274000023	医療法人社団知己会	在宅介護支援センター龍岡	12324	千葉県富里市七栄653-73	1999/10/1			○		○	
1274000049	社会福祉法人清鋼会	指定居宅介護支援事業所 カナタ荘	12324	千葉県富里市立沢新田192番地16	1999/11/1					○	
1274000189	株式会社千葉総合介護サービス	在宅介護相談センター日吉台	12324	千葉県富里市日吉倉13-8 CSKビル2F	2004/5/1		○			○	
1274000288	株式会社レオパレス21	あずみ苑中沢	12324	千葉県富里市中沢359-32	2006/5/1		○			○	
1274000452	株式会社ニッキ支援サービス	居宅介護支援事業所富の邸	12324	千葉県富里市十倉374-111	2011/1/1						未実施
1274000528	株式会社Human Communications	夢乃けあぶらん	12324	千葉県富里市十倉374-111	2011/1/1						未実施
1274000577	リハビリテーションケアシステム	居宅介護支援事業所つばめ	12324	千葉県富里市御料910-6 コーポビル7 102号室	2012/12/1						
1274000627	医療法人社団千葉光徳会	医療法人社団千葉光徳会中沢病院居宅介護支援事業所	12324	千葉県富里市日吉台5-43-2	2013/11/1		○			○	
1274000658	株式会社ブレイフル	居宅介護支援事業所ハッスルスマイル	12324	千葉県富里市七栄743	2015/4/1			○			
1274000684	特定非営利活動法人おたがいさま	居宅介護支援事業所ハッスルスマイル	12324	千葉県富里市十倉433-26	2016/8/1						未実施
1274000734	株式会社MOTTO	居宅介護支援センター富里おたがいさま	12324	千葉県富里市御料694-3	2016/10/1					○	
		ケアプランセンターハートフルりはびり舎	12324	千葉県富里市七栄646-195	2017/11/1						未実施

地域密着型事業所情報

	事業所名	住所	電話番号	指定有効期限	実施事業サービス	指導監査実施 (予定・実績)
1	グループホームおたがいさま	富里市御料694-3	0476-92-9501	2022/11/30	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護	未実施
2	こころあいホーム	富里市御料1139-32	0476-91-1072	2023/3/31	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護	未実施
3	サルビアホーム	富里市御料1139-41	0476-33-3382	2023/3/31	介護予防小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護	未実施
4	イルカの家デイサービス	富里市日吉倉3014-11	0476-92-8518	2021/9/30	地域密着型通所介護	未実施
5	デイサービス美郷	富里市七栄880-10	0476-85-8328	2022/8/31	地域密着型通所介護	未実施
6	デイハウスかめりあ	富里市七栄639-6	0476-36-5123	2024/9/30	地域密着型通所介護	未実施
7	運動リハビリデイサービス ハッスルスマイル富里	富里市十倉433-26	0476-37-7686	2021/12/31	地域密着型通所介護	未実施
8	デイサービスあきばさん家	富里市日吉台4-19-41	0476-85-8367	2022/8/31	地域密着型通所介護	未実施
9	デイサービスはぴねす	富里市日吉台3-34-10	0476-85-7879	2024/3/31	地域密着型通所介護	未実施